保健福祉専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町　合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問　題　点	調　整　案	調　整　案　の　詳　細
1	17	03 03 01 01 01 01	社会・障害者福祉	郡民生児童委員協議会負担金	20	臼田町・浅科村・望月町が実施している。	郡部の事業であり新市において加入が不要なため、合併時廃止する。	
2	17	03 03 01 01 01 07	社会・障害者福祉	佐久人権養護委員協議会補助金	21	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
3	17	03 03 01 02 01 01	社会・障害者福祉	身障者スポーツ大会負担金	22	大会運営負担金を、佐久市は佐久市福祉事務所で支払い、臼田町は南佐久郡社会福祉協議会、浅科村・望月町は北佐久郡町村会を経由して支払いをしていて差異がある。	合併時、佐久市の例による。	佐久地区（佐久福祉事務所管内）で毎年行なわれる身障者スポーツ大会の運営に関する負担金。
4	17	03 03 01 02 01 03	社会・障害者福祉	小諸市福祉企業センター入所者負担金	23	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域において実施する。	生活保護者の通所授産施設への入所負担金。身体・知的障害者の通所も可能。
5	17	03 03 01 02 01 07	社会・障害者福祉	身体障害者住宅整備事業補助金	24	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	重度の身体障害者が、日常生活の一部を自力で行なえるよう、住居の整備改善をする場合に900，000円を限度に補助。県補助該当事業。補助率1／2。
6	17	03 03 01 02 01 08	社会・障害者福祉	身体障害者用自動車改造費補助金	25	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 障害者自らが所有し、運転する自動車の手動装置の一部を改造する場合に、その改造費に対し補助をする。 【対象者】 身体障害者で、自動車を改造することにより社会参加が見こまれる者。
7	17	03 03 01 02 01 09	社会・障害者福祉	身体障害者運転免許取得事業補助金	26	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 自動車の運転免許を取得しようとする身体障害者に対し、免許取得費の一部について補助をする。 【対象者】 身体障害者手帳4級以上で低所得世帯に属する者。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
8	17	030301020204	社会・障害者福祉	障害者等通園通所交通費等扶助	27	4市町村が県の補助要綱により実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 ①通園費補助：知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部、心身障害児母子通園施設または難聴幼児通園施設等に通園する児童及び付添人に公共的交通機関利用、自家用自動車に対し補助。 ②有料道路等通行料金補助：県内の心身障害児施設に入所している児童との面会、県内の心身障害者施設に入所している者の帰省のための有料道路の通行料金の補助。 【その他】 長野県による生活圏拡大支援事業の該当事業。
9	17	030301050101	社会・障害者福祉	生活保護医療扶助認定・判定医師報酬（浅間病院負担金）	28	佐久市は佐久市福祉事務所で実施しているが、他の町村は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）で実施している。	合併時、佐久市福祉事務所にて実施する。	【概要】 医療扶助にあたり、その診察の要否や程度について医師を委嘱し認定・判定の判断を行なう。その委嘱した医師への報酬（浅間総合病院の場合は負担金）を支払う。 【支給基準】 生活保護法による施設事務費の支弁基準の非常勤嘱託手当による。
10	24	010301030304	社会・障害者福祉	心身障害者生活寮設置運営事業	29	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域において実施する。	就労している障害者に住居を提供するとともに、就労に必要な日常生活の安定を確保する。 設置主体：佐久市　委託先：手をつなぐ親の会 施設数：2箇所　　家賃・光熱費・食費は入居者負担
11	24	010301030307	社会・障害者福祉	小規模作業所運営事業	30	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域において実施する。	雇用されることが困難な障害者を家族から通所させ、必要な自立訓練を行なうとともに、職を与えて生活意欲の高揚と自立を則す。 すぎな作業所　　定員：12名　設置主体：傘の会
12	25	040301010101	社会・障害者福祉	民生委員推薦会	31	4市町村が同様に民生委員法に基づき組織されているため問題なし。	合併時、民生委員法により新市において組織する。	・民生委員を推薦するため民生委員法第8条の規定により組織する。 ・委員数は委員長を含め最大で14名で市長の委嘱による。 ・報酬額は、非常勤特別職等の協議の扱いによる。
13	28－3	010301010101	社会・障害者福祉	社会福祉事務	32	市町村間で取扱う事務に差異がある。	合併時、臼田町の例による。	社会福祉大会等事務や国民健康保険等の特別会計への繰り出し金事務に関する一般事務。
14	28－3	010301010201	社会・障害者福祉	恩給・復員・海外引揚者援護事業	33	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	恩給法・引揚者給付金等支給規則により、給付の有無を国又は県への紹介業務。
15	28－3	010301010205	社会・障害者福祉	法外援護事業	34	市町村間で支給要件・金額に差異がある。	合併時、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に準じ取扱い、行旅人に対しては隣接市町村までの交通費として1回500円以内の貸付を行う。対象者は行旅病人及び行旅死亡人とする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
16	28－3	010301020101	社会・障害者福祉	身体障害者手帳交付等事業	35	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	身体障害者が様々な福祉施策を利用するため必要な手帳の交付・再交付・返還等事務。
17	28－3	010301020201	社会・障害者福祉	身体障害者補装具給付修理	36	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	国・県補助事業。 障害の内容や程度により必要な補装具の交付・修理を行い、身体手帳所持者が身体上の障害を補うことにより、日常生活の利便を図る。
18	28－3	010301020202	社会・障害者福祉	障害者日常生活用具給付	37	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	国・県補助事業。 重度の障害者に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具を給付する。
19	28－3	010301020203	社会・障害者福祉	更生医療給付事業	38	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	国・県補助事業。 障害者が、身体の障害を取り除いたり、軽減をするための医療に対して医療費を給付する。
20	28－3	010301020204	社会・障害者福祉	身体障害児童補装具交付修理	39	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	国・県補助事業。 18歳未満の身体障害手帳所持者の障害程度・内容により日常生活における補装具の交付・修理を行う。
21	28－3	010301020207	社会・障害者福祉	更生訓練費支給事業	40	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	・県補助事業。 身体障害更生施設及び授産施設入所者が、訓練を効果的に受けられるよう手当を支給する。身体障害者福祉法により金銭給付が原則であり、支給基準は国により定められている。
22	28－3	010301020301	社会・障害者福祉	身体障害者援護施設入所	41	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、支援費制度として実施する。	更生に必要な訓練や養護を受けるために、常時介護を必要とする身体障害者の入所を支援する。
23	28－3	010301020402	社会・障害者福祉	身障ホームヘルプサービス事業及び派遣事業	42	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、支援費制度として実施する。	重度の心身上の障害のため、日常生活に支障のある家庭にホームヘルパーを派遣する。新市の社会福祉協議会等に委託することができる。
24	28－3	010301020403	社会・障害者福祉	ガイドヘルパー派遣事業	43	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、佐久市・臼田町の例による。	重度の視覚障害者及び脳性麻痺者等全身性障害者が公的機関や医療機関に赴くにあたり、付き添いを必要な場合にガイドヘルパーを派遣する。
25	28－3	010301020404	社会・障害者福祉	身体障害者デイサービス事業	44	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、支援費制度として実施する。	身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることができるよう通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供する。 【事業の内容】①機能訓練　②社会適応訓練　③入浴・給食・送迎サービスなど

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問 題 点	調 整 案	調 整 案 の 詳 細
26	28－3	01 03 01 02 04 05	社会・障害者福祉	心身障害児（者）タイムケア事業	45	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 在宅の心身障害児（者）の介護者が一時的に家庭において介護できないとき、障害児（者）を民間団体又は近隣等に介護委託することにより、地域生活の支援を図る。 【事業の内容】 利用有効時間　利用登録証の有効期間内において1人200時間を限度とする。 【その他】 県補助事業　補助率1／2
27	28－3	01 03 01 02 04 09	社会・障害者福祉	重度心身障害者（児）短期入所事業	46	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、支援費制度として実施する。	【概要】 在宅の心身障害者（児）の介護者が一時的に介護できない場合に、当該障害者等を施設に入所させ障害者とその家族の在宅生活を支援する。 【利用要件】 社会的理由、生活訓練、療養指導の提供等 【サービス内容】 入所形態による介護、生活訓練、療育指導の提供等。利用期間は原則7日以内。
28	28－3	01 03 01 02 06 01	社会・障害者福祉	障害者自立生活支援センター運営事業	47	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	佐久圏域で1箇所とされていることから、従前どおり事業を行なう。
29	28－3	01 03 01 03 01 01	社会・障害者福祉	療育手帳交付申請	48	4市町村とも事業は行なっているが、佐久市は佐久市福祉事務所で受付後に相談所へ進達し、臼田町・浅科村・望月町は受付後に佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）を経由して相談所へ進達していて差異がある。	合併時、佐久市の例による。	
30	28－3	01 03 01 03 02 01	社会・障害者福祉	知的障害者援護施設入所	49	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、支援費制度として実施する。	更生施設（通所・授産）授産施設（通所・授産）があり、生活指導や作業訓練を受ける施設である。
31	28－3	01 03 01 03 03 01	社会・障害者福祉	知的障害者ホームヘルプサービス事業	50	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、支援費制度として実施する。	知的障害のため、日常生活に支障のある家庭にホームヘルパーを派遣する。
32	28－3	01 03 01 03 03 02	社会・障害者福祉	地域生活援助事業（グループホーム）	51	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、支援費制度として実施する。	知的障害の日常生活における援助を行ない、自立生活を支援する。
33	28－3	01 03 01 03 03 06	社会・障害者福祉	知的障害者（児）ショートステイ事業	52	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、支援費制度として実施する。	知的障害者（児）及びその家族の福祉の向上を図るため障害者（児）を預かる。
34	28－3	01 03 01 03 04 01	社会・障害者福祉	特別障害者手当等給付事業	53	4市町村とも事業を行なっているが、佐久市は佐久市福祉事務所が支給をしており、臼田町・浅科村・望月町は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）が支給を行っていて差異がある。	合併時、佐久市の例による。	日常生活において常時特別な介護を必要とする障害者に対してその負担の軽減を図る。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
35	28－3	01 03 01 04 01 01	社会・障害者福祉	精神障害者通院費公費負担申請事務	54	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により実施。
36	28－3	01 03 01 04 01 02	社会・障害者福祉	精神障害者保健福祉手帳交付等事務	55	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により実施。
37	28－3	01 03 01 04 02 01	社会・障害者福祉	精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ）	56	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	日常生活を営むに支障がある精神障害者の家庭等へホームヘルパーを派遣し生活を支援する。
38	28－3	01 03 01 04 02 02	社会・障害者福祉	精神障害者居宅生活支援事業（ショートステイ）	57	佐久市・浅科村が実施している。	合併時、佐久市・浅科村の例により新市の区域において実施する。	精神障害者の介護を行なっている方が病気などの場合に、一時的に預かる。
39	28－3	01 03 01 05 01 01	社会・障害者福祉	生活保護	58	佐久市は全ての業務を佐久市福祉事務所で実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は保護費支払い・医療券の発行・相談申請業務のみ実施していて差異がある。	合併時、佐久市の例による。	生活保護法により実施する。 支給基準は3級地－1の基準単価。
40	16	01 03 02 04 02 04	児童福祉	保育料減免手続き	59	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 生活保護や長期にわたる欠席の場合など、特別な理由により減免を必要とする家庭に対し、保育料の減免を行なう。 【対象者】保育児童及び保護者 【調整案の詳細】 合併時に減免適用するケースを整理し、統一した内規を定める。
41	16	01 03 02 04 02 05	児童福祉	保育料過誤納金還付	60	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 保育料の過誤納金について還付を行なう。 【対象者】 保育児童保護者
42	17	03 03 02 01 02 01	児童福祉	長野県児童館連絡協議会負担金	61	児童館が整備されている佐久市・浅科村が実施している。	合併時、新市において加入し負担する。	長野県児童館連絡協議会の運営に対する負担金。負担金額は1館あたり12，000円。
43	17	03 03 02 02 01 05	児童福祉	母子家庭自立支援事業	62	佐久市は佐久市福祉事務所において実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）で実施している。	合併時、佐久市の例により、新市の区域で実施する。	【概要】 母子家庭の自立を支援するため、次の給付金等を支給する。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等技能訓練促進費 ・常用雇用転換奨励金 【対象者】 佐久市内の母子家庭の母、事業主 【根拠】 国の実施要綱に基づき、市の実施要綱を定める。
44	17	03 03 02 04 02 07	児童福祉	南北佐久郡保育協会負担金	63	臼田町が南佐久郡保育協会、浅科村・望月町が北佐久郡保育協会に加入し負担している。	合併時、新市の保育協会に加入するため廃止する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
45	17	0303020402009	児童福祉	南佐久郡職員研修負担金	64	臼田町が単独で南佐久郡保育協会へ職員研修分として負担している。	合併時、新市の保育協会へ職員研修会を委託するため、廃止する。	
46	17	030302040302	児童福祉	民間保育所研修等代替職員補助金	65	私立保育所のある佐久市・臼田町が実施している。	合併時、国・県の補助基準等に基づき実施する。	【概要】 私立保育所の代替職員雇用に係る経費に対する補助 【対象者】 研修代替　補助基準額×人数×日数 病休代替　補助基準額×日数
47	17	030302040401	児童福祉	一時保育促進事業補助金	66	私立保育所のある佐久市・臼田町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 一時保育を実施している私立保育所に対し、国・県の補助要綱に基づき補助金を交付する。 【対象者】 新市内の一時保育を実施する私立保育所
48	17	030302040402	児童福祉	乳児保育促進等事業補助金	67	私立保育所のある佐久市・臼田町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 乳児保育を実施している私立保育所に対し、国・県の補助要綱に基づき補助金を交付する。 【対象者】 新市内の乳児保育を実施する私立保育所
49	17	030302040403	児童福祉	開所閉所時間延長促進事業補助金	68	私立保育所のある佐久市・臼田町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 11時間以上の延長保育事業への過渡的措置として、11時間開所を行なっている私立保育所へ、次年度からの延長保育事業実施を条件に対し、県交付要綱に基づき補助金を交付する。 【対象者】 次年度から延長保育を事業を実施予定の新市内私立保育所
50	17	030302040404	児童福祉	延長保育促進事業補助金	69	私立保育所のある佐久市・臼田町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 延長保育を実施している私立保育所に対し、国・県の補助要綱に基づき補助金を交付する。 【対象者】 新市内の延長保育を実施する私立保育所
51	24	010302040601	児童福祉	児童福祉施設規模等変更手続き	70	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 保育所定員変更、設備の規模変更、経営の責任者及び幹部職員の変更等が生じる場合、県知事への届出を行なう（承認がいる）。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
52	24	01 03 02 04 06 02	児童福祉	保育所施設の工事及び修繕	71	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 児童により良い保育環境を提供するため、保育施設の修繕・工事を行う。 【対象施設】公立保育所 【その他】 大規模な工事修繕は長期視点にたち、実施計画等に盛り込み、計画的に実施する。
53	24	01 03 02 04 06 03	児童福祉	保育所施設管理事業	72	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	各保育所の施設実態や状況によって対応し、新市において施設管理方法等の統一を図る。
54	28－3	01 03 02 01 03 02	児童福祉	子育て講演会	73	佐久市・望月町が実施している。	合併時、年1回、市民を対象に子育てに関する講演会を開催する。	
55	28－3	01 03 02 01 05 01	児童福祉	子ども未来館運営委託業務	74	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	新市の振興公社に管理運営を委託する。
56	28－3	01 03 02 02 01 02	児童福祉	母子家庭等家庭協力員派遣事業	75	佐久市は佐久市福祉事務所において実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）で実施していて差異がある。	合併時、佐久市の例により、県の補助要綱に基づき実施する。	母子・父子家庭、寡婦において修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的事由により、一時的に介護・保育のサービスが必要な対象家庭に対して、家庭協力員を派遣し支援する。
57	28－3	01 03 02 02 01 04	児童福祉	母子相談員設置	76	佐久市は佐久市福祉事務所において実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）で実施していて差異がある。	合併時、佐久市福祉事務所において実施する。	生活一般、児童、生活援助等の相談。
58	28－3	01 03 02 02 02 01	児童福祉	助産施設入所	77	佐久市は佐久市福祉事務所において実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）で実施していて差異がある。	合併時、佐久市福祉事務所において実施する。	【概要】 保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦を援護する。 【助産施設】本人希望の助産施設
59	28－3	01 03 02 02 02 02	児童福祉	母子生活支援施設入所	78	佐久市は佐久市福祉事務所において実施しているが、臼田町・浅科村・望月町は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）で実施していて差異がある。	合併時、佐久市福祉事務所において実施する。	母子家庭の自立・生活援護のため、また、ドメスティック・バイオレンスへの対応のため、配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の看護すべき児童について入所させる。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問　題　点	調　整　案	調　整　案　の　詳　細
60	28－3	01 03 02 02 03 01	児童福祉	児童扶養手当	79	4市町村とも事業を行っているが、佐久市の児童扶養手当法改正前受給資格者・臼田町・浅科村・望月町は長野県に進達し、県で認定・支給を行っており、佐久市の児童扶養手当法改正後受給資格者は佐久市で認定・支給を行っていて差異がある。	合併時、佐久市の例により統一し新市の区域において実施する。	【概要】 児童扶養手当法に基づき事務を行う。昭和60年8月法改正。法改正前の受給資格者は長野県に進達し、県で認定・支給を行い、法改正後の受給資格者は新市において認定・支給を実施する。 【対象者】 父母の離婚等により、父と生計を共にしていない児童（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で一定の障害のある児童）を養育する母又は養育者。
61	28－3	01 03 02 02 04 01	児童福祉	母子寡婦福祉資金貸付	80	4市町村とも事業を行っているが、佐久市は受付審査後に長野県青少年家庭課に進達しており、臼田町・浅科村・望月町は受付審査後に長野県佐久地方事務所に進達していて差異がある。	合併時、佐久市の例による。	【概要】 長野県の事業であり、母子及び寡婦福祉法及び長野県母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領に基づき事務を行う。 【対象者】 母子家庭の母・寡婦・父母がいない児童
62	28－3	01 03 02 03 01 01	児童福祉	障害者巡回相談	81	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	【概要】 保育所在所の障害を持つ児童を対象に、心身の発達を促すため、必要に応じて保健師と児童相談所心理判定員による集団での行動観察及び発達検査・指導を行なう。
63	28－3	01 03 02 03 03 01	児童福祉	障害児福祉手当	82	佐久市は佐久市福祉事務所で実施しているが、町村は佐久福祉事務所（佐久地方事務所内）で実施している。	合併時、特別児童扶養手当て等の支給に関する法律に基づき、佐久市の例による。	【概要】 特別児童扶養手当て等の支給に関する法律により、常時介護を要する在宅の20歳未満の障害児に支給。 【内容】 手当額：月額14，610円 支給月：2月 5月 8月 11月の各月
64	28－3	01 03 02 03 03 02	児童福祉	障害児手当	83	長野県の単独事業であり、4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、長野県障害児手当支給要綱に基づき、現行どおりとする。	【支給者】 毎年8月1日現在、長野県内に6ヶ月以上住所をもつ特別児童扶養手当1級該当児で障害児福祉手当を受給していない者。 【手当額】 年額20，000円
65	28－3	01 03 02 03 04 01	児童福祉	特別児童扶養手当	84	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、特別児童扶養手当て等の支給に関する法律に基づき、現行どおりとする。	特別児童扶養手当の進達事務。
66	28－3	01 03 02 04 01 02	児童福祉	保育所定員変更手続	85	4市町村が同様に実施しているため、問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】定員変更が必要な場合は「児童福祉施設最低基準」に適合する範囲内で変更。 【手順】 ⑴県承認（届出）「児童福祉施設規模等変更届」を県に提出。 ⑵法規審査委員会の審査 ⑶「佐久市保育所管理規制」の改正

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
67	28－3	01030204 0103	児童福祉	保育所給食指導	86	4市町村が同様に実施しているが、実施方法に差異がある。	合併時、現行の各市町村の指導内容の統一を図り、継続して推進する。	【概要】給食職員・保育士への業務説明及び衛生指導、児童・保護者への栄養・衛生指導。 【対象者】公私立保育所調理担当者・保育士・児童及び保護者 【実施方法】 ・新採、異動職員へ保育所給食職員業務説明の実施 ・保健所講師による衛生指導研修会の開催 ・保健所衛生監視指導 ・アレルギー、離乳食時に対して調理員、保育士、保護者等での面接指導（随時） ・保護者に参観日等で食事（栄養）講話の開催
68	28－3	01030204 0104	児童福祉	献立作成	87	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】児童の健全な心身の発育、発達及び適正な栄養素量の給与と生活習慣病予防の観点から正しい食事の献立作成 【対象者】公私立保育園児・職員 【献立会議】月1回の開催 【献立作成手順】佐久市の例による (1)実施献立の反省 (2)翌月分の予定献立案をもとに献立内容の検討 (3)献立表、給食内容検討表、栄養給与量検討表作成後各所に配布
69	28－3	01030204 0105	児童福祉	福祉行政報告例	88	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	各月ごとの初日、末日の入所人員の各所からの報告取りまとめと県への報告、4月10月には徴収金の階層人数、運営費、年齢別人員及び職員数等を県へ報告
70	28－3	01030204 0106	児童福祉	保育所電算処理	89	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、事務の取扱いについては、現行どおりとする。	【概要】保育所入・退所希望児童及び保護者 【対象者】入所・退所希望児童及び保護者
71	28－3	01030204 0107	児童福祉	医療費給付手続き	90	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】保育時の事故により、児童に傷害が生じた場合の備えて、4市町村とも日本体育・学校健康センターの傷害保険に加入。医療費の請求・給付を行う。 【対象者】保育園児
72	28－3	01030204 0108	児童福祉	園児健康診断	91	児童福祉施設最低基準、保育所保育指針による事業であり、4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 児童福祉施設は、入所児童に対して1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健法に規定する「健康診断」に準じて行うことが義務づけられており、これに基づき実施する。
73	28－3	01030204 0202	児童福祉	保育料収納	92	公立保育所の保育料収納については、4市町村が同様に実施しているが、私立保育所の保育料収納については、佐久市は私立保育所で収納し、臼田町は町で収納していて差異がある。	合併時、公立保育所の保育料は市により収納を行ない、私立保育所については所による収納として実施する。	【概要】保育料の収納を行なう。 【対象者】保育児童保護者

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
74	28－3	01030204020З	児童福祉	保育料口座振替手続き	93	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】保育料を口座振替にて徴収する。 【対象者】保育児童保護者
75	28－3	010302040401	児童福祉	入所事務手続き	94	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 保育所の入所について広報・受付・承諾を行なう。 【対象者】保育児童及び保護者 【調整案の詳細】 事務取り扱いについては佐久市の例により統一する。
76	28－3	010302040402	児童福祉	広域入所保育委託事業	95	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 保護者の勤務等の都合により、新市に住所を有する児童を他市町村の保育所へ入所委託する。
77	28－3	010302040403	児童福祉	広域入所保育受託事業	96	公立保育所については、4市町村が同様に実施しているためが、私立保育所の受託方法に差異がある。	合併時、佐久市の例とする。	【概要】 保護者の勤務等の都合により、他市町村に住所を有する児童を新市の保育所で入所受託する。 （注）受入基準は定員の範囲内とし、新市の児童の途中入所を阻むことのないよう配慮する。 【事業実施方法】 新市に所在する全保育所で実施する。
78	28－3	010302040404	児童福祉	保育所退所・転所事務	97	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】保育所の退所・転所の事務。 【対象者】保育児童及び保護者
79	28－3	010302040501	児童福祉	保育士等配置	98	保育士の配置基準については佐久市と臼田町・浅科村・望月町で差異があり、調理員配置基準については佐久市・望月町と臼田町・浅科村で差異がある。	合併時、配置基準を統一して実施する。	【概要】 より良い保育を実施するために、勤務する職員（保育士・調理員）の配置基準を定める。 【配置基準】 (1)保育士 0歳児：3人　1歳児：4人　2歳児：6人 3歳児：18人～20人　4歳児：25人～28人 5歳児：28人～30人 (2)調理員 45食以下：正規1人 60食以下：正規1人、2時間パート1人 110食未満：正規1人、6時間パート1人 130食未満：正規1人、1日パート1人 130食以上：正規1人、1日パート1人、4時間パート1人 160食以上：正規1人、1日パート1人、6時間パート1人 ※総食数算出方法＝3歳以上児数＋ 3歳未満児数×1.5＋職員数

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
80	28－3	01 03 02 04 05 02	児童福祉	保育所代替保育士手配	99	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 年次休暇・療養休暇等短期の休暇を取得する保育士の代替保育士を手配する。 【業務手順】 ① 代替手配依頼受付 保育所からの代替保育士手配の依頼を受け、代替予定表に記入。 ② 代替保育士手配 正規職員の代替担当保育士及び代替保育士を希望する登録者名簿から代替職員を手配。 ③ 保育所に連絡 依頼のあった保育所へ手配結果を連絡。
81	28－3	01 03 02 04 05 03	児童福祉	保育所職員研修委託	100	佐久市が単独で実施している。	合併時、委託先を新市の保育協会とし、佐久市の例により実施する。	【概要】 保育協会に研修を委託し、職員の資質向上と保育専門性の実践を身につける。 【対象者】 新市所在の公私立保育所職員（臨時・パートを含む）
82	28－3	01 03 02 04 07 01	児童福祉	私立保育所保育児童委託	101	私立保育所のある佐久市・臼田町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 児童福祉法に基づいた保育所運営を私立保育所に業務委託する。 【対象者】新市内の私立保育所
83	28－3	01 03 02 04 07 02	児童福祉	私立保育所子育て支援センター委託事業	102	佐久市が国の指定を受け、私立保育所に業務委託し、事業を実施している。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 国の指定を受け、私立保育所に業務委託をして、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談指導による育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を総合的に推進する事業。 【対象者】市外を含む地域住民
84	28－3	01 03 02 04 08 03	児童福祉	障害児保育事業	103	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】保育に欠ける障害児の保育を行なう。 【対象者】障害児及び保護者
85	28－3	01 03 02 04 08 05	児童福祉	乳幼児保育事業	104	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】保育に欠ける0歳児の保育を行なう。 【対象者】乳児及び保護者

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
86	28－3	01 03 02 04 03 06	児童福祉	地域活動事業	105	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 保育所の専門的機能を地域に有効に活用してもらうための活動。 ・異年齢児交流事業 保育所入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行なう。 ・世代間交流等事業 老人福祉施設への訪問や地域のお年寄りを招待した季節的行事や伝承遊び等を通じ、世代間のふれあい活動を行なう。 ・その他交流連携事業、講座等
87	17	03 03 03 01 01 02	高齢者福祉	要援護高齢者福祉施設入所措置費	106	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	養護老人ホームに対し、新市からの措置者分の事務費及び生活費について支弁する。
88	17	03 03 03 01 03 01	高齢者福祉	在宅介護支援センター協議会負担金	107	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入し負担する。	・全国在宅介護支援センター協議会負担金 ・長野県在宅介護支援センター協議会負担金
89	20	03 03 03 01 01 03	高齢者福祉	佐久広域連合（老人ホーム）負担金	108	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	佐久広域連合の特別養護老人ホーム建設に伴う公債費負担金。
90	24	02 03 03 01 01 09	高齢者福祉	シルーバーランドみつい（サービス）利用者負担金	109	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	【徴収対象者】 佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつい、佐久市みついデイサービスセンターの利用者 【利用者負担金】 介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額。特別な食事の提供、基準額を超える費用等は従前どおりとする。
91	28－3	01 03 03 01 02 01	高齢者福祉	養護老人ホーム入所申請	110	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	65歳以上の居宅養護困難なものの申請を受け付ける。
92	28－3	01 03 03 01 02 02	高齢者福祉	養護老人ホーム入所判定委員会	111	各市町村で異なった形態で入所判定を行っている。	合併時、佐久市の例により統一する。	申請に基づき、申込者の状況を調査し措置が必要か判定する。
93	28－3	01 03 03 01 02 03	高齢者福祉	養護老人ホーム入所措置	112	町村では入所枠が決まっていない。	新市において、佐久圏域での入所枠の調整を行う。	高齢者で精神上、環境上、経済上の理由により措置をする。
94	28－3	01 03 03 01 02 04	高齢者福祉	退所措置（遺留）金品引渡	113	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	退所する状況になった場合の入所措置廃止手続き。
95	28－3	01 03 03 01 02 05	高齢者福祉	入所負担金徴収	114	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	入所者及び扶養義務者より負担能力に合わせ負担金を徴収。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
96	28－3	010303010207	高齢者福祉	福祉行政報告例	115	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	老人ホーム入所措置状況について長野県へ報告。
97	28－3	010303010208	高齢者福祉	老人保護措置費国庫負担金交付申請事務	116	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	老人福祉法26条による国庫負担金の申請。
98	28－3	010303010210	高齢者福祉	老人保護措置費県負担金交付申請事務	117	市においては県負担金はない。	老人福祉法24条1項1号により市に対する負担金交付がないため、廃止。	
99	28－3	010303010510	高齢者福祉	高齢者実態調査	118	4市町村とも事業を実施しているが、調査対象者・調査方法に差異がある。	合併時、佐久市の例により統一し新市の区域において実施する。	各種福祉施策に役立てるため、高齢者及び高齢者世帯の実態を把握する。
100	28－3	010303010520	高齢者福祉	ホームヘルパー2級養成事業委託	119	浅科村が単独で実施している。	新市において社会福祉協議会及び隣保館事業として同様の事業実施予定のため合併時廃止する。	
101	28－3	010303010521	高齢者福祉	在宅高齢者健康診査事業	120	佐久市が単独で実施している。	介護保険制度等によって医療機関への受診がし易くなり、受診者も平成11年度27人、平成12年度15人、平成13年度17人と少なくなっている。また、医療機関の往診体制も充実してきたため、合併前に廃止する。	
102	28－3	010303010527	高齢者福祉	在宅福祉事業補助金交付申請事務	121	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	国・県在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づく申請事務。
103	28－3	010303010531	高齢者福祉	介護者教室	122	4市町村とも実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	高齢者を現に介護している家族や近隣援助者等を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。
104	28－3	010303010532	高齢者福祉	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	123	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、県補助金交付要綱により実施する。	要支援若しくは要介護の認定を受けた高齢者又は一定の要件を備えた高齢者が、日常生活の一部を自力で行なえるよう、住居の整備改善をする場合に900,000円を限度に補助。ただし、介護保険の住宅改修費の給付を受けた場合はその額を除く。県補助該当事業。補助率1／2。
105	28－3	010303010601	高齢者福祉	要援護者等訪問指導事業	124	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
106	28－3	010303010602	高齢者福祉	要援護高齢者等の把握	125	4市町村とも実施しているが、事業実施方法に差異がある。	合併時、民生児童委員や医療機関と連携の元で実態把握を行ない実施する。	在宅介護支援センターにおいて実態把握をする。把握は随時行なう。
107	28－3	010303010603	高齢者福祉	サービスの情報提供	126	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
108	28－3	01 03 03 01 06 04	高齢者福祉	サービス利用調整	127	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
109	28－3	01 03 03 01 07 01	高齢者福祉	地域ケア会議	128	4市町村が実施しているが、実施回数・事務局・参集範囲に差異がある。	合併時、新市の基幹型在宅介護支援センターを事務局として、地域の実情に応じ地域ケア会議を実施する。	
110	28－3	01 03 03 01 09 02	高齢者福祉	ホームヘルパー等派遣事務	129	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	従前の例によりホームヘルパー等の派遣事務を実施する。
111	28－3	01 03 03 01 09 05	高齢者福祉	介護予防事業	130	4市町村が実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、新市において内容を統一して実施する。	【概要】 要援護高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、各種介護予防教室や機能回復訓練等を実施し、健康づくり活動や寝たきり予防のための知識啓発等によって、できる限り要介護状態にならず、自立した生活が送れるよう支援を図る。また、痴呆症状がみれる在宅高齢者に各種の療法事業を実施し、痴呆の予防と進行を防ぐ。 【対象者】65歳以上の高齢者
112	28－3	01 03 03 01 10 02	高齢者福祉	成年後見制度利用支援事業	132	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【事業概要】 65歳以上の高齢者で必要があると認めるとき、後見・保佐または補助開始申立に必要な費用等を支出する。 【対象者】 身寄りがいない痴呆性高齢者等、後見などの保護を受けることが適切であるが、申立権者がいないため制度が利用できない者。
113	17	01 03 04 01 06 07	保健	精神障害者地域生活補助事業	133	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	グループホーム「しらゆり荘」の運営補助
114	17	03 03 04 01 01 02	保健	交付税算入分の浅間総合病院負担金	134	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	浅間病院特別会計への交付税算入分の負担金支払い。
115	17	03 03 04 01 01 03	保健	予防接種医療廃棄物処理（浅間総合病院負担金）	135	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	予防接種で出た医療廃棄物を浅間総合病院で処理するための負担金。予防接種による医療廃棄物は少量であり、それのみを単独で処理するより、多量に排出される浅間総合病院の医療廃棄物と同時に処理したほうが経費が軽減される。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
116	17	03030401010104	保健	佐久精神保健福祉協議会負担金	136	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入し負担する。	【概要】 地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努め、精神的健康の保持促進を図るとともに、精神障害者の自立意識の向上と社会参加の促進を図り、もって健全な地域づくりの推進に寄与する。 【会員】 佐久市・小諸市・南北佐久郡の各町村・関係団体 【負担金】3円×人口＋1，000円
117	17	03030401010105	保健	佐久献血推進協議会負担金	137	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入し負担する。	【概要】 献血制度を推進するため、献血思想の普及啓発に努める。 【組織】 関係団体の長、学識経験者、関係行政機関の職員、その他必要と認められる者 【負担金】2．5円×人口
118	17	03030401010106	保健	健康文化都市協議会負担金	138	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において加入し負担する。	
119	17	03030401010108	保健	小諸北佐久地区エイズ対策連絡協議会負担金	139	浅科村・望月町が加入している。	小諸北佐久地区を対象とした事業であるため、合併時、廃止する。	
120	17	03030401010109	保健	保健センター防火管理者協会負担金	140	4市町村の保健センター管理状況により、加入している協会支部等に差異がある。	合併時、現行どおりとする。	佐久広域防火管理者協会に加入し、防火管理者の責務遂行・消防設備の維持管理の徹底を図り、火災予防に努める。
121	17	03030401010113	保健	食生活改善推進協議会補助金	141	臼田町・浅科村・望月町が補助しているが、補助金額に差異がある。	新市において健康教育事業等実施にあたり、食生活改善推進協議会に事業委託などをすることによって会の活動を支援するため、合併時廃止する。	
122	17	03030401010301	保健	予防接種医師（浅間総合病院）負担金	142	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	浅間総合病院医師の予防接種に対する負担金。浅間総合病院医師が予防接種をする場合、報酬ではなく負担金としてる。
123	17	03030401010401	保健	精神障害者社会復帰訓練事業補助金	143	佐久市・望月町が実施している。	合併時、精神障害者社会復帰訓練事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	【概要】回復途上にある在宅の精神障害者に対して社会復帰の促進を図ることを目的として行う精神障害者社会復帰訓練事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【補助対象者】精神障害者社会復帰訓練事業を実施する精神障害者家族会 【補助対象事業】精神障害者社会復帰訓練事業 直営で実施している浅科村についても佐久市の例により実施する。 県補助対象事業　補助率1/2

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
124	17	03 03 04 01 04 03	保健	精神障害者共同住居運営事業補助金	144	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、精神障害者共同住居運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	【概要】 回復途上にある精神障害者に生活の場を提供するとともに、社会生活訓練を行ない、精神障害者共同住居運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【運営主体・補助対象】 精神障害者家族会（青空会） 佐南精神障害者家族会連合会 【補助率】県1／2　市1／2 【施設名】コスモスの家　竜岡の家
125	17	03 03 04 02 01 01	保健	検診事業等実施（浅間病院特別会計）負担金	145	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	新市が実施する誕生月検診・基本検診・健康教育等の事業の浅間病院に係る諸経費に対する負担金。
126	17	03 03 04 03 01 01	保健	乳幼児健診医師報酬等（浅間総合病院負担金）	146	佐久市が単独で実施している。	合併時、乳幼児健診医師報酬等（浅間総合病院負担金）として支払い・負担する。	乳幼児健診の医師報酬・視能訓練士の賃金を負担金として支払う。
127	17	03 03 04 03 02 01	保健	遠隔医療医師報酬等（浅間総合病院負担金）	147	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	遠隔医療推進事業の医師報酬・回線使用料等の事業にかかる費用を負担金として支払う。
128	20	03 03 04 01 01 14	保健	佐久広域連合（病院郡輪番制）負担金	148	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 24時間体制救急医療を確保するため、管内病院群に対する佐久広域連合負担金。 【負担割合】 人口割90%　均等割10%
129	20	03 03 04 01 01 15	保健	佐久広域連合（血液保管所）負担金	149	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 輸血用血液の保管に関する佐久広域連合負担金。 【負担割合】人口割90%　均等割10%
130	20	03 03 04 01 01 16	保健	佐久広域連合（隔離病棟取得費）負担金	150	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	【概要】 隔離病棟の確保に関する佐久広域連合負担金。 【負担割合】人口割100%
131	25	01 03 04 03 11 05	保健	食生活改善推進協議会	151	4市町村とも会があり活動しているが、運営状況に差異がある。	合併時、団体の意向を踏まえ、新市において組織の統一を図り実施する。	
132	28－3	01 03 04 01 05 02	保健	複十字シール募金	152	佐久市・浅科村・望月町は住民からの募金であり、臼田町は町村の予算化からの支出で、実施方法等が異なる。	合併時、住民からの募金による方法で実施する。	健康で明るい社会をつくるための啓発等を行う事業資金となる募金。保健補導員会により募金を募る。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
133	28－3	01 08 04 01 06 01	保健	感染症予防防疫	153	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	感染症予防法に基づく防疫、啓発。
134	28－3	01 08 04 01 06 02	保健	精神障害者社会復帰訓練事業（精神障害者小規模訓練施設）	154	1 佐久市・浅科村・望月町が実施している。 2 佐久市は事業実施主体（青空会・精神障害者家族会）に管理運営を委託し、浅科村・望月町は直営で実施しており差異がある。	合併時、家族会の育成を図り、佐久市の例により新市の区域において実施する。	【概要】回復途上にある在宅の精神障害者に対して、通所による生活指導・作業訓練を実施し社会復帰の促進を図ることを目的に、事業実施主体に管理運営を委託する。 【作業所】設置市町村の施設を有効活用し、障害者の社会復帰を支援する。 佐久の泉作業所　浅科村ふれあいホーム　やまゆり共同作業所 【家族会】直営で実施している浅科村・望月町についても精神障害者家族会を育成し、佐久市の例により実施する。 【その他】県補助対象事業　補助率 1/2
135	28－3	01 08 04 01 06 03	保健	共同住居運営事業補助（精神障害者家族会）	155	佐久市・浅科村が実施している。	合併時、統一して実施する。	施設　佐久市・コスモスの家、臼田町・龍岡の家 運営　佐久市・佐久家族会、臼田町・佐久市南佐久郡家族会
136	28－3	01 08 04 01 06 04	保健	精神障害者社会復帰訓練（デイケア）	156	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	精神障害者の社会復帰を促す学習会等。
137	28－3	01 08 04 01 06 06	保健	その他予防啓発	157	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	献血推進・薬物乱用の防止・骨髄バンク等の啓発
138	28－3	01 08 04 02 10 01	保健	健康管理データバンク	158	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、佐久市・浅科村・望月町の例による。	市民の総合的な健康管理を図るため、健康診査・乳幼児健診・予防接種等のデータ情報を一元化し、指導・相談・診療等多角的に活用できる「健康情報システム」の整備を進め、市民ニーズに的確に対応した健康情報の提供を推進する。 1 老人保健健康管理システム ・基本システム（保健予防関係も含む） ・生活習慣改善システム 2 母子乳幼児健康管理システム
139	28－3	01 08 04 03 10 01	保健	母子健康手帳交付・妊婦保健指導	159	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	妊娠届を持参した妊婦に対して母子手帳を交付し、保健指導を実施する。
140	28－3	01 08 04 03 10 03	保健	乳幼児相談事業	160	4市町村が実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、類似の事業を統合し新市の区域で実施する。	【対象】母子・乳幼児全般 【場所】各保健センター 【内容】出生時保健指導・育児相談（来所、電話相談、計測等） 【職員】保健師等
141	28－3	01 08 04 03 10 07	保健	乳幼児訪問	161	4市町村とも事業を実施しているが、訪問形態に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	乳幼児とその母親に対し、訪問し指導を実施する。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
142	28－3	01 03 04 03 10 10	保健	歯の学習会	162	佐久市が単独で実施している。	小中学校のフッ素先口事業の啓発を目的に実施してきたが、フッ素先口事業が定着し、当初の目的を達したため廃止する。	
143	28－3	01 03 04 03 10 11	保健	産前学級	163	4市町村とも実施しているが、内容に差異がある。	合併時、佐久市の例に統一し、新市の区域において実施する。	妊婦の交流を中心に実施する。
144	28－3	01 03 04 03 10 12	保健	思春期赤ちゃんふれあい体験	164	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例を基本に統一し、新市の区域において実施する。	赤ちゃんだっこ体験や妊婦シュミレーション体験等を新市の中学生を対象に順次実施する。
145	28－3	01 03 04 03 10 13	保健	発達支援事業	165	4市町村が実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、類似の事業を統合し新市の区域で実施する。	1歳6ヶ月児～3歳児健診後、継続して発達支援が必要な児及び親を対象に継続的に支援を行なう。 内容　個別相談・発達支援教室
146	28－3	01 03 04 03 10 18	保健	フッ素洗口事業	166	佐久市・望月町が実施している。	合併時、佐久市の例に統一し、新市の区域において実施する。	新市の小中学校児童生徒全員を対象とし実施する。
147	28－3	01 03 04 03 10 26	保健	母子保健計画の見直し	167	浅科村が単独で実施している。	新市として策定する「健康づくり21／保健計画」に含めるため廃止する。	
148	28－3	01 03 04 03 11 02	保健	健康づくりのつどい	168	4市町村とも実施しているが、実施内容・時期に差異がある。	合併時、新市において内容を統一し実施する。	
149	28－3	01 03 04 03 11 03	保健	健康教室	169	4市町村とも実施しているが、実施方法・内容に差異がある。	合併時、新市において内容を統一し実施する。	健康づくりのための教室を実施していく。
150	28－3	01 03 04 03 11 04	保健	栄養改善教室	170	佐久市・臼田町が実施しており、臼田町は健康教室の中で実施している。	合併時、佐久市の例による。	
151	28－3	01 03 04 03 11 06	保健	個別相談	171	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
152	17	01 03 05 01 05 01	介護保険	低所得利用者負担対策	172	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	国・県の要綱を基に、各市町村で定めた要綱により実施しており、対象者・軽減の基準は同一である。
153	20	03 03 05 05 01 01	介護保険	佐久広域連合（介護保険認定事業）	173	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	介護認定審査会を佐久広域連合で共同設置しており、認定審査会費を均等割10%、人口割90%で支払いをしている。
154	28－3	01 03 05 01 01 01	介護保険	介護保険特別会計	174	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	新市において、特別会計を設置する。	介護保険法第3条第2項に基づく設置。
155	28－3	01 03 05 01 01 02	介護保険	介護保険資格管理	175	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	65歳以上の被保険者の資格管理。 事務処理については、佐久市の例により統一する。
156	28－3	01 03 05 01 01 04	介護保険	標準負担額等減額認定	176	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	介護保険法第48条第2項の規定に基づく、低所得者対策。事務処理については、佐久市の例により統一する。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事業名称（項目名）	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
157	28－3	01 03 05 01 01 06	介護保険	介護保険特別会計繰出金	177	佐久市・浅科村は人件費を特別会計で計上支出し、臼田町・望月町は一般会計で計上支出していて差異がある。	合併時、佐久市・浅科村の例による。	
158	28－3	01 03 05 01 03 01	介護保険	要介護認定等調査	178	佐久市は在宅者及び施設入所者の一部の人数について認定調査を委託し、臼田町・浅科村・望月町は施設入所者の一部の人数について認定調査を委託していて差異がある。	合併時、佐久市の例を基本に統一し、新市の区域において実施する。	要介護認定調査の遅れを防ぐため、在宅者及び施設入所者の一部の人数について認定調査を委託する。 委託料（施設入所者（調査1件2，000円（消費税別） 在宅者（調査1件2，350円（消費税別）、交通費1km37円
159	28－3	01 03 05 01 03 02	介護保険	苦情申立受付	179	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	介護保険法第176条・184条に基づく事業で、要介護認定・ケアプラン・サービス内容等に関する苦情の受付及び処理業務。 新市で対応できる案件以外は、事前調査を行い長野県（国）保連合会に送付する。
160	28－3	01 03 05 01 04 01	介護保険	保険給付業務（国保連合会分）	180	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	介護保険法第41条による介護給付費の審査支払いに関する事務の連合会への委託。
161	28－3	01 03 05 01 04 02	介護保険	保険給付業務（市町村直接支払い分）	181	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	特定福祉用具の購入・住宅改修・高額介護サービス費の保険給付支給に関する業務。

※　各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。